



## ブラジル

生物多様性条約

○

名古屋議定書

ITPGRFA

○

### 法制度の状況

#### ■概要

- 2015年に制定されたABS法とその運用のための政令からなる。
  - ・ABS法：2015年5月20日付 法令13123号（遺伝遺産に関する法律）
  - ・政令：2016年5月11日付 政令8772号（法令13123号を規定する政令）

#### 【適用範囲】

- 独自の概念を用いて規定し、適用範囲は名古屋議定書よりも広い。すなわち、遺伝資源（有体物）ではなく遺伝遺産（情報を含む）を対象とし、取得については、遺伝資源の入手ではなく、遺伝遺産の試料についての研究・技術開発と定義している。
  - ・遺伝遺産：生物の遺伝情報、代謝物質を含む
  - ・遺伝遺産の取得：遺伝遺産について行う研究または技術開発

#### 【権限ある当局】

- 遺伝資源管理委員会（CGen）：ABS政策の立案・決定・実施を所管し、遺伝資源の規制管理を主管

#### 【手続き】

- 入手や研究・技術開発に関わる行為についての登録制と、最終生成物や再生素材の商業的利用に際しての通知制及び利益配分合意書の提出制が定められている（第4章、第5章）。
- 国外に本拠地を持つ法人（以下、外国法人）によるアクセスの条件として、外国法人がブラジル国内の科学技術研究機関と提携していることが必要（第12条II項を参照）。遺伝財産のサンプルを国外へ送付する場合、CGenの定めた素材移転文書への署名が必要（第11条2項を参照）。

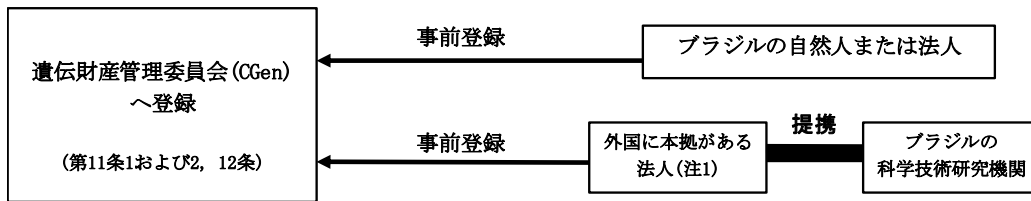
#### 【名古屋議定書について】

- 名古屋議定書締結準備中 2018年中の締結を目指している（PICについては現行法令では伝統的知識へのアクセスについてのみ記載されているが、名古屋議定書の承認以降、議定書に合わせて制度が整えられる可能性有）

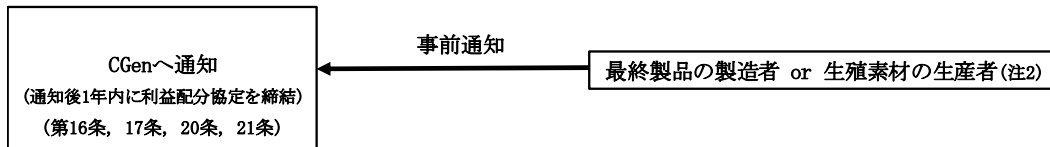
### 入手方法

ABS法、政令から見ると、入手自体は、CGenを通して行い、手続きだけで可能であると想定される一方で、最終製品または経済的開発の開始前段階でどのような条件が求められるかは不明。

I. 遺伝財産やTKのアクセス(研究or技術開発)の開始前またはサンプルの国外送付前、の登録義務



II. 最終製品または生殖素材の経済的開発の開始前、の通知義務



注1：外国籍の自然人はブラジルの遺伝財産またはTKのアクセス(研究or技術開発)を禁止される(第11条1)

注2：以前にアクセスを実施した者が誰かにかかわらず、最終製品の製造者または生殖素材の生産者がもつばら利益配分を行う対象となる(第17条1)

対象とする遺伝資源

➤ 現時点では、花卉を中心として想定している。

取組経緯 ※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している

H29 H30.1 ブラジル訪問【本事業】

- ブラジルの新たな ABS 法について情報収集。
- 研究機関の状況について情報収集。

これまでの成果

■新 ABS 法に関する情報収集

➤ ブラジルの新 ABS 法について情報収集し、ブラジル側のスタンスについて確認できた。

今後の課題

➤ 収集した情報を十分に吟味する他、新 ABS 法の運用状況について情報提供を求める。

カウンターパートに関する所見

➤ ブラジルで遺伝資源にアクセスするためには、ブラジル国内パートナーが必要となるが、例えば日本企業のブラジル法人でも可能。

➤ 研究ベースで連携するのであればブラジル農牧研究公社が候補となる。

ブラジル農牧研究公社 (EMBRAPA : Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária, Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento / Brazilian Agricultural Research Corporation, Ministry of Agriculture, Livestock and Food Supply)

➤ 研究実績も豊富で、収集した遺伝資源についても可能なものについては情報公開を行っている。

➤ 2003年に JIRCAS との間に MOU を締結している。

留意点

➤ ブラジル環境省は、新 ABS 法について利用を促進する形に変更したと強く主張している。

➤ 一方で、本来的には資源保全に強い関心を有している国であり、特に利益配分の段階において、権利を主張してくる可能性はある。国に対する利益配分は1%と定められているが、ブラジル国内パートナーに対する利益配分は個別交渉が必要であり、その段階でどの程度の利益配分を求められるかは不明。